保険事例研究会レポート

第 257 号 2012. 1

河 公益財団法人 生命保険文化センター

目 次

被保険者の自殺行為と死亡の因果関係について	1
高度障害状態該当非該当	S

被保険者の自殺行為と死亡の因果関係について

大阪地判平成 22 年 6 月 14 日 (平成 21 年 (ワ) 第 7303 号) 保険金請求事件、確定 (判例集未登載)

「事実の概要]

1. 事実の概要

亡A(以下「A」という)は、平成19年12月4日、Y生命保険会社(被告、以下「Y会社」という)との間で、保険契約者兼被保険者A、死亡保険金受取人X(原告、平成20年5月26日に協議離婚したAの元妻、以下「X」という)、死亡保険金額3000万円、保険料を6か月当たり8万4060円(後に月額1万4640円に変更)、保険期間を同日から平成29年12月3日までとする生命保険契約を締結した(以下「本件生命保険契約」という)。

本件生命保険契約に適用される約款は次のように定めていた。すなわち、死亡保険金支払事由について「被保険者が保険期間中に死亡したとき」、死亡保険金の免責事由について「責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき」、保険金の支払時期について「所定の必要書類の提出による支払請求の日から5日以内(ただし、事実の確認のために特に時日を要する場合を除く。)」と定めていた。

Aは、平成20年7月10日午後9時20分ころ、 兵庫県赤穂市所在の赤穂湾(以下「本件現場」と いう)付近の海中において溺死した(以下「本件 事故」という)。 Xは、本件生命保険契約に基づき、Y会社に対し、Aが死亡したことによる死亡保険金及びこれに対する支払請求をした日の翌日である平成20年7月18日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Y会社は、Aは自殺により死亡したのであり、死亡保険金の免責事由である責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合に該当し、Xに対する死亡保険金支払義務を免れると主張して、Xの請求を争っている。

2. 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (Aの死亡は自殺によるものであるか) について
- ① Y会社の主張

本件現場は、Aの自宅から約47キロメートルも離れており、周囲に会社や民家がなく人気のない場所である。また、Aが死亡した当時、本件現場の岸壁から約2メートル離れた位置には、Aが使用していた普通乗用自動車(以下「本件車両」という)が全焼した状態で残されており、Aの母親であるC(以下「C」という)が同車の助手席において焼死しており、本件車両が駐車されていた位置から岸壁までの地面には、A

の血痕と足跡も残されていた。さらに、Aは、 所有する自宅不動産について債権者から差押え を受けるなど多額の債務を負っており、自殺す る動機も十分存在した。そして、Aは、死亡し た当日、Xに対し、Cと一緒に死ぬという趣旨 の電話をかけていた。これらの事情からすると、 Aは、Cと共に焼身自殺をする目的で本件現場 に赴き、これを実行に移した結果死亡したので あるから、着手後に自殺する意思を放棄したか どうかを問わず、同人の死は自殺によるものと いうべきである。

② Xの主張

Aは、これまで自殺をほのめかすような言動 をしたことがなく、死亡した当日も、どこか遠 くに行く旨をXに電話で述べていたのみであり、 Cと一緒に死ぬなどとは述べていなかった。ま た、Aの遺体は、本件車両内ではなく海中から 発見されており、Cとは異なり、灯油をかぶっ た形跡はなかった。そもそも自殺を試みる者が その方法として焼身自殺を選択することは極め てまれである。これらの事情からすると、Aは、 Cの焼身自殺に巻き込まれ、自身の身体や衣服 に燃え移った火を消すために海中に飛び込み、 あえなく死亡したものである。したがって、同 人の死は自殺によるものではない。かりにAが 当初は自殺する意思を有していたとしても、A は、その後、自殺する意思を放棄し、生き延び るために海中に飛び込んだところ、陸に上がる ことができず溺死したものと考えられるから、 同人の死は自殺によるものではない。

(2) 争点(2) (遅延損害金の起算日) について 「略]

「判旨] 請求棄却。

1. 争点(1)(Aの死亡は自殺によるものであるか) について

「(1) 認定事実

前記前提事実並びに証拠[略]及び弁論の全 趣旨によれば、次の各事実が認められる。

- ア. Aは、建設業を営む個人事業主であり、平成20年7月当時は、母親である亡Cらと兵庫県高砂市[住所略]所在の自宅で生活していた。
- イ. Aは、死亡当時、5000万円程度の負債を負っていた。また、Aが所有していた自宅不動産には、その死亡当時、株式会社D銀行を抵当権者とする第1順位の抵当権(Aの同社に

対する平成9年9月30日付け金銭消費貸借契約に基づく借入金債務〔元金3700万円〕を被担保債権とするもの)及び財務省を抵当権者とする第2順位の抵当権(源泉所得税・申告所得税等〔それぞれ延滞税を含む。〕に係る換価の猶予において担保として平成14年11月22日付けで設定されたもの)が設定されており、上記不動産は、財務省から平成18年2月8日に担保物処分による差押えを受け、高砂市から平成20年1月4日に参加差押えを受けていた。

- ウ. 本件現場は、Aの自宅から 40 キロメートル 以上離れたB株式会社の [地名略] 変電所の 南側に位置しており、付近には上記変電所と 赤穂湾のみが存在しており、他に人家等はない
- エ. Aは、平成20年7月10日午後7時ころから午後9時ころまでの間、Xに複数回電話をかけ、借金が返せる見込みがないこと及びCと共にこれから死ぬつもりであることを伝えた。
- オ. 平成20年7月10日午後9時30分ころ、本件現場において、岸壁から約2メートルの位置に駐車された本件車両が炎上している様子を通行人が目撃し、赤穂消防署にその旨通報した。本件車両の助手席からは、Cがシートベルトをしたまま焼死した状態で発見された。本件車両から岸壁までの地面には、血痕と足跡が残されていた。なお、赤穂市消防本部は、現地調査の結果、本件車両の炎上は車両室内からの出火によるものと推定されるが、出火原因を特定し得るだけの資料を得られず、出火原因は不明であると判断した。
- カ.翌11日の午前中に本件現場付近の海中で発見されたAの遺体は、全身火傷の状態であった(ただし、直接の原因は溺死である。)。
- (2) 上記(1) エの認定に対し、Xは、AがXに対して電話で述べた内容は、『借金が返せそうもないから、自分はどこか遠くに行く』というものであり、『Cと一緒に死ぬ』というものではなかったと主張する。しかしながら、本件事故を伝える新聞記事 [略]には、『赤穂署の調べでは、…10日、元妻に「お母さんと一緒に死ぬ」と電話をかけていたという。』との記載があるところ、調査嘱託の結果(赤穂警察署長の回答に係るもの)によれば、赤穂警察署は上記記事の記載内容を確認していることが認められる。そうする

と、上記記事の内容は、赤穂警察署からの取材 に基づくものであること、同警察署はAから電 話を受けた原告に対する事情聴取により上記記 事の内容を確認したものであることが推認され る。そして、原告にAから上記電話がかかって きたのは、本件事故当日の午後7時ころから午 後9時ころまでの間であり、A及びCがそれか ら時間的に極めて近接する状況下で死亡したも のである(前期(1)の認定事実才及びカ)。以上 の点からすると、上記新聞記事の記載内容は信 用するに足りるものというべきであり、これに 反する原告の主張は採用できず、その信用性を 左右する証拠はない。したがって、Aは、本件 事故直前、原告に借金が返せる見込みがないこ と及びCと共にこれから死ぬつもりであること を電話で告げていたことが認められる。

(3) 上記(1)の認定事実ウないしカによると、詳細な事実経過は明らかでないものの、Aは、Cと一緒にこれから死ぬつもりであることを原告に電話で伝えた後、本件現場に停車した本件車両内において、自らの意思に基づいて、何らかの方法により、A自身及びCの身体ごと本件車両に着火し又はCに着火させ、その後本件車両から出て、付近の岸壁から海中に飛び込んだ後溺死したことが認められる。また、上記(1)の認定事実イによると、Aは、死亡当時、経済的に追い詰められた状況にあったものと推認される。これらの事実及び上記(1)の各事実を総合的に考慮すると、AはCと無理心中する意思、すなわち、自殺する意思に基づいて上記着火行為に及び、その結果死亡したものというべきである。

なお、前記(1)の認定事実才及び力によれば、 Aは、上記着火行為後に海中に飛び込み、その 結果溺死するに至ったものと認められる。Aが 着火行為に及んだ後海中に飛び込んだ理由は明 らかでないが、海中に飛び込む時点で自殺の意 思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すため であった可能性も否定できない。しかし、いっ たん自らの意思に基づいて上記着火行為に及び、 自殺行為に着手した以上、仮に、その後自殺す る意思を放棄するようなことがあったとしても、 同人の死亡という結果が生じている以上、その 死亡は自殺によるものということを妨げないと いうべきである。

(4) そうすると、Aは本件生命保険契約に基づく 被告の責任開始日(平成19年12月4日)から 約7か月後に自殺により死亡したものであり、 同契約所定の免責事由に当たるから、被告は、 死亡保険金の支払義務がない。

2 結論

以上によれば、争点(2)(遅延損害金の起算日) について判断するまでもなく、原告の請求は理由 がないからこれを棄却すべきである。|

[研究]

1. 問題の所在

本件は、被保険者が、多額の負債を抱え返済する見通しがなかったことから、自殺することを決意し、被保険者が使用していた普通乗用車に着火し又は母親に着火させ、その後本件車両から出て、付近の岸壁から海中に飛び込んだ後、溺死したことについて、被保険者の死亡は保険者の保険金支払の免責事由たる被保険者の自殺に該当するか否かにつき争われた事案である。

本判決によれば、被保険者が、着火行為に及んだ後、海中に飛び込む時点で自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すためであった可能性も否定できないものの、いったん自殺行為に着手した以上、かりに、その後自殺する意思を放棄するようなことがあったとしても、被保険者の死亡という結果が生じていることから、その死亡は被保険者の自殺によるものというべきであり、生命保険契約所定の保険者免責事由に該当すると判示した。

本件では、被保険者の死亡が自殺によるものか 否かという点で争いになっているが、ここでの問題は、被保険者が自殺する意思を有しておこなった自殺行為と被保険者の死因とが異なっている点である。被保険者が自殺行為に着手した後、自殺の意思を放棄するようなことがあった場合には、被保険者が自殺によって死亡したものといえるのかが問題であり、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡という結果の因果関係について検討することが本稿の対象とするところである。

2. 自殺免責の趣旨

保険法施行前商法(以下「改正前商法」という) 680条1項1号は、「被保険者カ自殺、決闘其他ノ 犯罪、又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ」 と、保険者の法定免責事由として定めていた。保 険法51条1号では、保険者の法定免責事由を、生 命保険契約のうち死亡保険契約に限定するものの、 「決闘其他ノ犯罪、又ハ死刑ノ執行」部分が削除 されたことを除いては、改正前商法 680 条の規律がそのまま維持されており、免責事由たる被保険者の自殺の意義や射程について変更はないものとされている(遠山聡「自殺の意義」山下友信・洲崎博史(編)『保険法判例百選』(有斐閣、2010年)164頁)。

改正前商法 680 条1項(保険法 51 条1号)が、 被保険者の自殺を保険者の免責事由としている趣 旨は、つぎのように考えられている。①被保険者 が保険事故を故意に招致することは、射倖契約で ある生命保険契約の性質上要請される当事者間の 信義誠実の原則に反すること、②保険金受取人に 対して保険金を受取らせることを目的として被保 険者が自殺する傾向に歯止めをかけることが、生 命保険の不当な利用を防ぐために必要であること、 ③生命保険が自殺促進機能を持つことに対する社 会的非難を回避する必要があること、以上の点が 挙げられる(大森忠夫『保険法〔補訂版第7刷〕』 (有斐閣、1994年) 292頁、西島梅治『保険法〔第 3版]』(悠々社、1998年) 361頁、石田満『商法 IV (保険法) [改訂版]』330 頁、山下友信『保険 法』(有斐閣、2005年) 465頁、最判平成16年3 月25日民集58巻3号753頁)。

保険法(改正前商法 680 条1項1号も同様)は、 保険期間中の被保険者の自殺を、期間を定めず一 律に保険者免責としている。しかし、保険法の自 殺免責規定は、公益に基づく絶対的強行規定では ないとされている(萩本修『一問一答保険法』(商 事法務、2009年)193頁)。すなわち、人間が自殺 することは、宗教的立場あるいは倫理的立場から 非難され、あるいは好ましくないとされる場合は あるものの、自殺が罰せられるということはなく、 反公序良俗行為とされてはいない。また、保険金 を取得するのは被保険者の遺族等であることが通 例であるから、このような遺族等の生活保障を考 慮すれば、自殺免責が公益に基づく絶対的強行規 定である必要はないと解されてきた(山下友信・ 前掲書465頁)。このことに基づいて、生命保険約 款(以下「約款」という)では、保険者の責任開 始日または契約復活日から起算して一定期間(1 年乃至3年)以内に被保険者が自殺した場合にか ぎって死亡保険金を支払わないとし、この期間経 過後の自殺については、保険金を支払うと定める のが通例である。本件生命保険契約に適用される 約款においても、「責任開始日から3年以内に被保 険者が自殺により死亡したとき」は、死亡保険金 を支払わないという、いわゆる自殺免責条項が定 められている。

被保険者の自殺に関する近時の裁判例をみると、自殺免責条項に定められている期間をめぐり、自殺免責期間経過後の保険者免責の可否が問題とされ、最高裁平成16年3月25日判決によって解釈基準が示されるまで、約款の自殺免責条項をめぐる中心的な問題点とされてきた。この点、本件は、被保険者の死亡が、本件保険契約に基づく責任開始日から約7か月後に死亡したものであり、約款の自殺免責期間内の自殺ということになる。

3. 自殺の意義(免責事由たる自殺とは)

保険者の免責事由たる自殺とは、被保険者が、 自由な意思決定によって、自己の生命を絶つこと を意識してなされる自殺をいう。したがって、過 失による場合はもちろん、被保険者が、意思無能 力者である場合や統合失調症その他の精神障碍を 負っている場合に、自ら生命を絶つようなことが あったとしても、保険者免責事由たる自殺にはあ てはまらない(大判大正5年2月12日民録22輯 234 頁、山下友信・前掲書 468 頁)。加えて、自己 の生命を絶つことを目的とすることが必要であり、 正当防衛や職務上の義務、あるいは人命救助を行 った結果、死亡したとしても、自殺にはあたらな い。また、死亡を目的とする限り、自殺の手段は 問題とならない。他人に自己を殺害するよう依頼 した場合、いわゆる嘱託殺人の場合も自殺に含ま れる。

以上のように、商法 680 条 1 項 1 号 (保険法 51 条 1 号) 及び約款にいう自殺とは、被保険者が、自由な意思決定によって(責任能力)、自己の生命を絶つことを意識して(認識的要素)、これを目的とする行為をなし(実行行為・自殺行為)、その結果(因果関係)、死亡(結果)したということを意味する。

およそ被保険者が自殺した場合、保険者に保険給付義務の免責が認められるためには、自殺行為が、被保険者の自由な意思にもとづくものであることを前提に、被保険者の自殺行為と死亡という結果の間に因果関係が認められる必要がある。すなわち、因果関係の存在が保険者免責の要件となる。因果関係を認めるためには、被保険者の自殺の意思と自殺行為の存在を確定しなければならない。

被保険者の死亡が自殺であることの立証責任は、 自殺が法定免責事由とされていることから保険者 にある。しかし、被保険者の自殺が精神障害等の 事由によって自殺したことの立証責任は保険金受取人側にあると解される(山下友信・米山高生(編) 『保険法解説』(有斐閣、2010年)430頁〔執筆=潘阿憲〕)。

これを本件についてみると、Aは自殺行為に及んだものであるから、この点は自由な意思決定に基づきなされたものといいうる。しかし、Aはその後、理由は明らかにされていないが、海中に飛び込み、溺死したことが認められている。かりに、焼身自殺を試みた後、X側主張のように、自殺する意思を放棄し、生き延びるために海中に飛び込んだところ、陸に上がることができず溺死したものと考えると、先行行為である焼身自殺行為については被保険者の自殺する意思が認められないことの自殺する意思との連関が認められないことになる。そうであれば、被保険者の死因は溺死ということであるから、自殺免責条項における自殺には該当しないことになる。

4. 被保険者の自殺行為と死亡という結果の因果 関係に関する裁判例

つぎに、被保険者が、自殺する意思で自殺行為 に着手したものの、自殺行為と死因とが異なる裁 判例を確認する。

①事件(第1審、津地裁四日市支部判昭和55年 11月27日文研生命保険判例集2巻347頁、控 訴審、名古屋高裁昭和57年5月31日判決・文 研生命保険判例集3巻212頁)

被保険者が、勤務先を無断欠勤した数日後、貸別荘で単身宿泊中、プロパンガスの爆発が起こり、焼死体で発見された場合について、被保険者が女性問題に悩み、自殺を思い立ち、貸別荘におもむいて、女性および父親に連絡してほしいと記し電話番号を記載したメモを遺してガス自殺をはかるべく、酒を飲んでガス栓を開き、身を横たえて死を待っていたところ、部屋に充満したガスに電気冷蔵庫のサーモスタットの火花が引火しガス爆発が起こり、焼死したものであることを認め、被保険者の死亡は自殺によるものであるとして、災害保険金の支払請求を棄却した事例。

②事件(山形地裁鶴岡支部平成13年1月30日判 決・生命保険判例集13巻62頁)

動脈硬化症等の既往症を有する被保険者が、自動車車両の室内にホースで排ガスを引き込み、自殺を図ろうとして死亡したものの、後の司法解剖による死因は、冠状動脈硬化による急性心不全で

あるとされた事案について、自殺行為の着手が、 自殺行為者の精神的ストレスを急激に増大するこ とはあり得るかもしれないが、右ストレスの急激 な増大や、一酸化炭素の吸引が直接の死因となっ た冠状動脈硬化による急性心不全を誘発すること までが、社会通念上相当であって、医学的専門知 識のない自殺者においても予見可能であったと評 価することはできないものとして、保険会社が死 亡保険金の支払いが命じられた事例。

③事件(仙台地裁平成 21 年 11 月 20 日判決・判例 集未登載)

被保険者は、縊頚行為に及んだものの、縊頚行 為等による苦痛等から自らこれを中断し、和室に 移動して布団に横になったが、その後縊頚行為に より両側頸動脈や頚静脈が圧迫されたことから嘔 叶し、無意識下のため汚物を吐き出せずに窒息死 したものと認められた事案について、被保険者は 自ら縊頚行為に及んだものであるから、この点は 自由な意思決定に基づきなされたものであるとは いいうるものの、その後、自らの生命を絶つ行為 を中止したことで, 生命を絶つという自由な意思 決定を消失させたものと評価すべきであるから, 縊頚行為により作出された死亡という結果への因 果の経過はこの時点でいったん中断したものとい うべきである。そして、その後嘔吐により窒息し たのはAの無意識下においてのことであると認め られるから、そこにAの死亡という結果に対する 自由な意思決定というものを見いだすことはでき ない。よって、Aの死亡は、商法 680 条 1 項 1 号 及び約款にいう自殺には該当しないとされた事例。

以上、①事件から③事件のすべての裁判例にお いて、被保険者は自殺の意思を有し自殺行為に着 手して死亡している。しかし、着手した自殺行為 と死因との間に齟齬が生じている。このことから、 被保険者の死亡が、保険者免責事由たる自殺に起 因するものか問題となる。すなわち、①事件は、 被保険者の死亡が、自殺行為によるものか、不慮 の事故によるものかが争われた事件であるが、プ ロパンガスには毒性がないことを知らない被保険 者が、プロパンガスを吸入して自殺する行為に着 手したものの、充満したガスの引火によるガス爆 発で死亡したものである。②事件は、被保険者が、 自動車の車両に排ガスを引き込み、自殺行為に着 手したものの、自殺行為を直接の原因としない急 性心不全により死亡したものである。そして、③ 事件は、自殺する目的で縊頚行為に及んだ被保険 者が、縊頚行為による苦痛からこれを中断し、布

団に横になったところ、縊頚行為の影響により嘔吐したことによって、無意識下において汚物を吐き出せずに窒息死したものである。

これらの裁判例をみると、被保険者の自殺の意 思が死亡という結果にむすびつけて考えられたも のは、①事件のみであり、②事件と③事件につい ては、自殺行為が死亡という結果にむすびつけて 考えられておらず、すなわち因果関係が認められ ないということになる。しかし、③事件について みると、被保険者の窒息死は、被保険者の縊頚行 為という自殺行為がなければ起こらなかったもの と考えるのが素直な読み方である。いわば、因果 関係について、当該行為がなかったならば当該結 果は生じなかったであろうという関係、すなわち、 「あれなければこれなし」を前提に考えたとき、 被保険者の自殺行為があったにもかかわらず、自 殺の意思の放棄を認めることで、保険者は保険給 付義務を履行しなければならないと判断するには 疑問が生じる。自殺の意思の放棄を、自殺免責規 定における因果関係との関係で、どのように考え ることができるのだろうか。

5. 自殺免責条項における因果関係について

被保険者の自殺によって、保険者が免責されるためには、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡との間に因果関係がなければならない。そもそも、因果関係があるというためには、「甲がなかったならば乙はなかったであろう」という条件関係・事実的因果関係(conditio sine qua non)の存在が前提となる。すなわち、自殺行為がなければ被保険者は死亡しなかったということであれば、自殺行為と被保険者の死亡とは必然的な関係に立つことになるから、保険者免責事由たる自殺に該当することになる。しかし、先行行為たる自殺行為とは無関係な別の行為・事由によって、被保険者の死亡という結果が生じたのであれば、自殺行為と被保険者の死亡とは無関係ということになるから、ここに因果関係は認められない。

たしかに、被保険者の自殺の意思を有する行為 が認められるか否かの点を基準に観察すれば、自 殺の意思が存在する先行行為たる自殺行為とは別 の行為・事由、すなわち、自殺の意思が存在しな い後発行為・事由によって被保険者が死亡したの であれば、被保険者の死亡は、当初被保険者がも っていた自殺の意思とは無関係の、保険者免責の 対象外となる保険事故ということもできよう。し かし、自殺の意思の放棄が認められるか否かによ

って自殺免責の基準を求めるということになれば、 後述の因果関係が中断する場面において、保険者 が免責されない場合が出てくるであろうし、同様 に、後述の因果関係の断絶の場面では、被保険者 の自殺行為とは無関係な別の行為があったとして も、なお被保険者の自殺の意思は存続していたと 評価される場合も起こり得るのであり、自殺免責 条項が適用される範囲があいまいになる。それで は、どのように自殺免責事由の因果関係をとらえ るべきか。被保険者の自殺行為の後に、自殺の意 思の放棄とうかがえる後発行為・事由がおこり、 これにより死亡の結果が生じたという場合、そこ には、被保険者の自殺の意思の連関が認められる 条件関係の有無によって判断する必要があろう。 すなわち、因果関係が中断する場合と因果関係が 断絶する場合に分類してみておくことが有益であ る。それでは、因果関係が中断する場合と因果関 係が断絶する場合とは、どのような場合をいうの か。

6. 因果関係の中断と断絶

まず、因果関係の中断とは、因果関係の進行中 に、被保険者もしくは故意に基づく他人の行為ま たは自然的な事実が介入する場合に、それによっ て、先行行為の因果関係が断ち切られることをい う。たとえば、被保険者が自殺行為に着手したの ちに、死亡することは確実とされる状況において、 被保険者が病院へ運ばれる途中、自動車事故が原 因で死亡したという場合を考える。このとき、被 保険者の自殺行為がなければ被保険者の死亡はな いといえるから、被保険者の自殺の意思と死亡と いう結果の間には条件関係があるということがで きる。前述の裁判例①事件と③事件が因果関係の 中断事例ということができる。しかし、この場合 にまで因果関係を認めると、先行行為たる自殺行 為が存在し、病院へ搬送された後に医療過誤によ り死亡した場合を考えてみると、自殺行為では被 保険者が死亡しなかったということが認められる 場合にも、自殺免責事由に該当することになると の批判が予測できる。これについても、そもそも 自殺行為がなければ死亡という結果には結び付か なかったのであり、死亡保険契約における自殺免 責条項の因果関係については、条件関係が認めら れる限り、保険者免責を認めることが妥当であろ

つぎに、因果関係の断絶とは、同一の結果にむ けられた先行行為が功を奏しないうちに、先行行 為とは無関係な別の行為によって、結果が発生させられた場合をいう。この場合は、先行行為には条件関係さえ認められないので、因果関係の中断とは異なる。たとえば、被保険者が自殺行為に着手したところ、被保険者が死亡するに至らないうちに、自殺行為とは無関係な別の行為・事由によって被保険者が死亡した場合である。前述の裁判例②事件が因果関係の断絶事例ということになる。このような因果関係の断絶の場合、被保険者の自殺行為と被保険者の死亡という具体的な結果との間に条件関係そのものが認められない。したがって、因果関係の断絶の場合には、保険者の危険率に影響を与えることもなく、保険者は免責されないという結論になる。

7. おわりに

そもそも自殺免責における因果関係については、 被保険者による自殺の意思の放棄が認められる場合には、保険者は免責されないとみるのか、あるいは被保険者による自殺の意思の放棄があったとしても、保険者免責が認められる場合があるとみるのかによって判断がわかれることになる。

被保険者による自殺の意思の放棄が認められる 場合、保険者は免責されないとする考えによれば、 被保険者の死亡は、当初の自殺の意思とは無関係 の行為による死亡であって、保険者免責事由たる 自殺にはあたらないと考えることができる。さら に、同様の考えによれば、被保険者による自殺の 意思の放棄は、死亡保険の自殺促進機能を抑止す ることからも、被保険者にとって利益になるよう 評価することが望ましいと考えることで、保険者 は免責されないと考えるかもしれない。しかしな がら、保険者免責事由たる自殺について考えると、 被保険者の自殺行為がなければ死亡の直接の原因 が生じなかった場合にまで、被保険者の自殺の意 思の放棄があったことをもって、一律に、保険者 は免責されないとみることが妥当であるか疑問で ある。むしろ、自殺免責事由における因果関係の 問題と被保険者の自殺の意思の放棄をどのように 評価するかという問題は、次元の異なる問題と解 することが可能である。

そうすると、保険者の自殺免責条項における因果関係については、たとえ被保険者による自殺の意思の放棄があったとしても、保険者免責が認められる場合があると理解できる。それでは、保険者免責が認められる場合があるとはどのような場合であろうか。この点、③事件の場合のように、

被保険者の自殺の意思の中止が認められたとして も、被保険者の死亡という結果を、当初の自殺の 意思にむすびつけることが相当かという点で問題 となる。被保険者が自殺の意思を有して着手した 行為が、合理的一般人の観点から、死亡という結 果の予見可能な範囲内であれば、自殺の意思の放 棄が認められたとしても、保険者は免責されると みることが妥当である(山下典孝「自殺免責条項 における自殺の意義」法学セミナー増刊速報判例 解説 vol. 7・130 頁)。ここでは、被保険者の死亡 という結果に対する予見を判断する際に、合理的 一般人の観点によらざるを得ない。そうすると、 保険者の自殺免責条項における因果関係の判断は、 客観的な判断によらざるをえず、因果関係の中断 か断絶かに重点を置いて判断が妥当することが妥 当であろう。因果関係の中断と断絶の議論は、現 在では、相当因果関係の有無により判断すること で整理されている。被保険者に自殺の意思の放棄 が認められる場合であっても、被保険者の自殺行 為と死亡という結果を結びつけることが相当であ る場合には、保険者が免責される。ここでは、被 保険者の自殺の意思の放棄の有無を判断するので はなく、被保険者の自殺の意思とその行為によっ て危険の現実化がはかられたと評価できる場合に は、たとえ因果関係の中断があるにせよ、保険者 免責とする必要がある。

本件についてみると、Aが焼身自殺に着手することがなければ海中に飛び込む行為はなかったのであり、中断するにせよ、条件関係は認められ、被保険者の自殺行為と死亡という結果をむすびつけることが相当である。いわば保険事故への接近の故意が認められ、これに基づき危険の現実化がはかられたのであれば、因果関係の断絶がないかぎり、因果関係は認められる。したがって、本件では因果関係の断絶は認められず、自殺の意思に基づく自殺行為と死亡との間には、因果関係が認められることになり、保険者は免責されると解される。

(潘阿憲教授コメント)

本件は、被保険者が自殺行為に着手した後、自 殺の意思の放棄と見られる行為があった場合に、 その後の被保険者の死亡の結果が被保険者の自殺 行為によるものといえるか否か、すなわち、自殺 意思の放棄があった場合における被保険者の死亡 と自殺行為との間の因果関係が問題となった事案 である。河森准教授が報告の中で指摘したように、 免責事由としての自殺とは、被保険者が自由な意 思決定に基づいて、自己の生命を絶つことを意識 してなされる自殺をいうものであり、ある自殺行 為につき保険者免責が認められるためには、当該 自殺行為が被保険者の自由な意思に基づくもので あるほか、当該自殺行為と被保険者の死亡という 結果の間に因果関係があることが必要である。こ の因果関係の有無の具体的な判断基準について、 河森准教授は、因果関係の中断の場合と因果関係 の断絶の場合とを分けて検討し、前者の場合にお いては、自殺免責条項の因果関係については、被 保険者の自殺の意思と死亡という結果の間に条件 関係が認められる限り、保険者免責を認めること が妥当だとする一方、後者の場合においては、被 保険者の自殺行為と被保険者の死亡という具体的 な結果との間に条件関係そのものが認められない ので、保険者免責とならないとの見解を述べてい

刑法上の因果関係を判断する基準として、いわ ゆる条件関係(条件説)が用いられてきており、 また、条件説のもとで因果関係の中断と断絶とい う考え方も用いられてきたが、商法ないし保険法 において因果関係の有無を判断する場合には、い わゆる相当因果関係の有無によって判断するのが 従来の判例(大判昭和2・5・31 民集6巻11号 521 頁、最判昭和 39・10・15 民集 18 巻 8 号 1637 頁)・通説の立場ではないかと考えられる。また、 刑法においても、条件説を採用すると、処罰範囲 が広すぎると批判され、実際に近時の刑法上の判 例においても相当因果関係説を採用するに至った と一般に理解されている(もちろん、刑法上の相 当因果関係説は、予見可能性の基準を用いるなど、 民事法上の相当因果関係説と完全に一致するわけ ではないが)。自殺意思の放棄があった場合におけ る被保険者の死亡の結果と自殺行為との間の因果 関係についても、相当因果関係で判断することが 可能であろう。

本判決は、傍論ではあるが、被保険者Aが海中に飛び込む時点で自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すためであった可能性も否定できないとしながらも、「いったん自らの意思に基づいて上記着火行為に及び、自殺行為に着手した以上、仮に、その後自殺する意思を放棄するようなことがあったとしても、同人の死亡という結果が生じている以上、その死亡は自殺によるものということを妨げないというべきである」と判示している。研究会の席でも批判があったように、これ

は、広い条件関係が認められれば、すべて因果関係が存在するとする論法であり、やや乱暴な判断と言わざるを得ない。もっとも、被保険者Aが自殺の意思を放棄し、自らの身体に着いた火を消すために海中に飛び込んだとすれば、海中への飛び込み行為とその直前の(自殺する意思での)身体への着火行為との間に相当性が認められなくもないので、自殺免責の結論を認めること自体はおそらく異論はなかろう。

(東京: 平成23年12月7日)

報告:小樽商科大学 准教授 河森 計二 氏

座長(代行): 首都大学東京

教授 潘 阿憲 氏